

## 森鷗外文芸評論の研究(四)

嘉 部 嘉 隆

一

明治二十二年十月に創刊された『評論志がらみ草紙』の巻頭に、S.S.S.の署名で鷗外は『志がらみ草紙』の木領を論ず」と題した一文を発表している。『しがらみ草紙』創刊の趣旨を述べているともいふべき論であるが、この論において鷗外は次のように言っている。(注1)

明治の天地は小説の天地となり「小説熱」の語ハ近代西人の所謂「作詩炎」に好對を與へたり

然るに我邦の文學界には外より來れる分子既に甚だ多し(中略)今の文學者には歌人あり詩人あり國文を善くするものあり漢文を善くするものあり眞片假名體に長ずるものあり言文一致體を得意とするものあり本國、支那、西歐の種々の審美學的分子は此間に飛散せり此混沌の狀は決して久きに堪ふべきものに

あらず余等は、その澄清の期の近きを知る而してそのこれを致すものは批評の一道あるのみ

以上はいわば當時の文學界の概況と、批評の必要性について述べているが、さらに鷗外は、

我混沌たる文學世界も、その澄清の期は應に近きに在るべし余等が「志がらみ草紙」の發行を企てしも亦た聊か審美的の眼を以て天下の文章を評論しその眞贋を較明し工麁を披剝して以て自然の力を助け蕩清の功を速にせんと欲するなり

と、『しがらみ草紙』の果すべき役割について書いている。さて、その批評の方法としては、

今の詩文を言はんと欲するものは邦人の歌論と支那人の詩話文則にのみ據るべきにあらず西歐文學者が審美學の基址の上に築き起したる詩學(余等は故らに「レトリック」の語を避けたり)を以て準繩となすことの止むべからざるを知ればなり

と、『小説神髓』や高田半峰の『美辭學』が書かれたことを例にあ

げながら、西洋美学に基づくべきであることを説くのである。この論は、署名こそ S. S. S. となっているものの、いわば鷗外の本格的な文学活動の出発宣言であるだけに、それなりに鷗外の意気込みをも、あるいはまた、評論の重要性に対する鷗外の認識をも窺わせてくれる。しかもこの論自身に鷗外の文学評論に対する把握のあいまいさがなくわけではないのである。既に引用した部分でも、たとえば最初の引用では「批評の一道」と、「批評」ということばを使っているが、次の引用においては「天下の文章を評論し」と、「評論」ということばを使っている。批評と評論では厳密には意味内容のちがいがあられると思われる。一般的には評論は批評をも含んだ上で、より広い範囲をおおうであろう。それはともかく、理論として評論・批評の必要性を説いた鷗外が、その理論をどのように具体化したであろうか。『月くさ』の叙で鷗外は次のように書いている。<sup>(注2)</sup>

己の文學美術上の批評は略々柵草紙時代を限つて、二三それより前のものとそれより後のものとを加へて、こゝに月草の一卷をなした。(中略) その諸篇を一貫する標準的審美學の脈絡の存じて居ることは、索引で見られるとほりだ。卷の過半は批評の批評ともいふべき性質のものであつて、すべての議論めいた部分、それから短評、解嘲に至るまで、此範圍内に在る。(中略) 文學的製作品の評の少いのは、當時己が此區域に手を出す意がなかつたため、所謂近刊雜評の數篇は或は著者の委頼に依り、或は新聞雜誌社の請求に應じたに過ぎぬ。

鷗外自身も認めているように、鷗外には評論の評論ともいっ

き、どちらかといえば抽象的な議論が多い。具体的な作品批評は極めて少ないのである。鷗外は「此區域に手を出す意がなかつたため」と言うが、なぜ手を出す意がなかつたかについてはふれていない。しかし、鷗外の理論を具体化するには、評論の評論も必要であるが、具体的な作品批評も必要であろう。にも拘わらず鷗外の作品批評は数が少ないだけでなく、質的にもかなり劣るのではないかと思われる。あるいは鷗外の資質が具体的な作品批評には適していないかたのではないかと思われるところもあるのである。単に「手を出す意がなかつた」だけではなく、手が出せなかつたのではないかと思われる。と同時に、作品批評に関して鷗外は全く誤解しているのではないかと思われる点も多い。そこで、その数少ない作品批評を細かく分析し、検討を加え、鷗外の作品批評に対して抱いていた考え方を解明してみたい。

## 二

鷗外の最初の作品批評ともいふべきものは、まだ『志がらみ草紙』が創刊されていない、明治二十二年六月に『國民之友』第五十四號に発表された「堀出し物」を讀む<sup>(注3)</sup>という論である。この「堀出し物」という作品は、「新著百種」の第二號に収められた鑿庭算村の作品である。この批評において、鷗外はどのような方法をとっているだろうか。「堀出し物」については、他に石橋忍月、内田不知庵その他の批評もあり、これらとくらべながら、鷗外の作品批

評について、あるいは鷗外の作品批評に対する考え方について考察してみよう。「掘出し物」を讀む」は次のように始まる。

「掘出し物」は實に近世の掘出し物なり物に今の小説世界の有様を見るに奇を探り巧を弄し美術の神髓をば何時しかに打ち忘れて岐路に迷ふもの滔々として皆な是れなり西洋小説の事を言へば先づ指をジュール、ヴェルンの萬有學的小説に屈し空を翔り水に入つて纒に讀者の喜を買ふを怪まずゾラーに随つて行潦の波を揚ぐるものあればトウルチエニエツフと俱に青林の間に徨ふものあり彼書は面白しとは彼書は我神經を刺戟すること甚しといふに外ならず此書は面白からずとは此書には盜賊、奸淫、人殺し自殺等の道具立て少しといふに過ぎず是れ多くは美術の目的を求めずして徒に暗中摸索の弊に陥るなり然るに算村君は鷄群の一鶴、卓爾としてその間に立ち此冷淡なる小説を書かれたる膽力、驚くにも猶ほ餘あることどもなり

以上が「掘出し物」を讀む」全四段落のうち、第一段落の全文である。右の引用部分で、算村の「掘出し物」について触れているのは、「掘出し物」は實に近世の掘出し物なり」と「算村君は鷄群の一鶴……此冷淡なる小説を書かれたる膽力」とわずかこれだけに過ぎない。しかも、この「掘出し物」に触れた部分さえも、よく検討してみると、一体何を言おうとしているのかということさえ、はっきりしないのである。「近世の掘出し物」とはどういう意味なのであるか。むろん作品名の「掘出し物」にひっかけての評言にはちがいはあるまいが、文学作品に対する評言としては比喩的に過

ぎ、貶価してゐるのではないとわかつて、それでは積極的にすぐれた作品と見てゐるのか、あるいはひやかし半分にはめてゐるのかさえも、必ずしもはっきりしないのである。

また、「算村君は鷄群の一鶴、卓爾としてその間に立ち此冷淡なる小説を書かれたる膽力、驚くにも猶ほ餘あることどもなり」も、實質的には何も言い得ていない。「此冷淡なる小説」と言つても、どこがどう冷淡なのかという具体的な説明がなければ、いわば印象批評に過ぎないであろう。このように、段落の最初と最後に対象作品の印象を記し、その間をジュール・ヴェルヌ、ツルゲーネフ、ゾラ等の外国文学に触れることのでつないでゐる。しかも、その外国文学の用例たるや、「掘出し物」がいかにこれらの外国文学と関係がないかという説明に使われているのであるから、論者鷗外の外国文学に関する知識の誇示を見ることができるのである。とにかく、第一段落に関しては、具体的な批評と称することのできるものは皆無なのである。

それでは、第二段落はどうであろうか。次にその全文を、少々長くなるが引用してみよう。

扱て次に申述べたきは今の世に喧しき悲哀小説と滑稽小説との別にて「掘出し物」のこの小説分類に對して占むべき位置は奈何といふことなり先づ小説家諸君に尋ねたきは小説を悲哀と滑稽とに別つことの必要は何處に在るやといふことなり人の行ふことには泣くと戯れる外は小説の材料とすべきものなしと思はるゝにやさりとは狭き御考へかな察するに悲哀小説といひ滑

稽小説といふ語の出来しは西洋のコメヂー（滑稽戯曲）とトラヂヂー（悲壯戯曲）との別より變化せしなるべけれどもこれさへ多くは歴史上の意義あるのみにて達識の人は決して渾ての戯曲傳奇を此兩種の鑄型に嵌めんとは思はずドラマと名けシヤウスピールと稱ふるものには何方へも傾かぬもの多し彼の一時は作者世界を騒がせしコメヂー、ラルモヤン（墮淚滑稽戯曲）などの事を今更に論ぜんも愚かなるべし且つ又たトラヂヂーを悲哀小説と譯するの癖事なるは申す迄もなくこれを悲哀戯曲といはんも未だ妥ならず悲壯戯曲といふ少しは當る廉もあるべし此文字の中には哀れなる、悲しきといふ様な意義の主位を占めたりとは見えぬものをや（悲壯戯曲を節略して悲劇といふは悲哀劇といふとは殊なり）余は將に曰はんとす「堀出し物」は滑稽小説を名けらるゝを嫌ふものなりまた悲哀小説と名けらるゝを嫌ふものなり然る我儘なる寸尺にてこの小説を度るものあらば余は篁村君に代つて決闘を申し込まんと欲す但し本書の「作者曰」に涙の主眼とあるは諷刺の意言外に溢れて妙と謂ふべし

以上の長い段落中、「堀出し物」について触れているのは、『堀出し物』は滑稽小説と名けらるゝを嫌ふものなりまた悲哀小説と名けらるゝを嫌ふものなり」といふ、あつてもなくても批評としては全く影響のなきような一文と、「本書の『作者曰』に涙の主眼とあるは……」以下の感想とに過ぎない。しかも「本書の……」は、『月くさ』所収の改稿ではこれを削ってしまった。とこうごと

は、鷗外はこの評論文に於て、この部分は不必要と判断したからであらう。

第二段落はこの批評にどの程度必要であつたのだろうか。この段落の目的を鷗外は「今の世に喧しき悲哀小説と滑稽小説との別にて『堀出し物』のこの小説分類に對して占むべき位置は奈何といふこととなり」と述べる。そして、すぐあと、「小説家諸君に尋ねたきは小説を悲哀と滑稽とに別つことの必要は何處に在るやといふことなり」と言ふのである。これではまるで鷗外は二つに別つ必要はないと思つてゐるかのようである。すると、『堀出し物』のこの小説分類に對して占むべき位置は奈何」などと考へるのは無意味だということになるであらう。このあと鷗外が展開してゐる論は「堀出し物」とは全く関係がない。もっぱら語義と語源の穿鑿である。そして最後に「堀出し物」は滑稽小説と名けらるゝを嫌ふものなりまた悲哀小説と名けらるゝを嫌ふものなり」と結論らしきものを出している。しかしこの結論も批評としてはこれまた無意味であらう。批評家が無意味と感じてゐる二分類にあてはめてみてあてはまらないといふのは、全くの無駄骨折りに過ぎない。何故あてはまらないかを具体的に作品に即して述べてゐるならともかく、二分類の語義や語源の穿鑿の結果としてあてはまらないといふのは、読者にとつて「堀出し物」がどういふ作品かはさっぱり通じない。このよくな意味で第二段落は「堀出し物」といふ作品に對する批評としては殆ど何の役割をも果していないと言へるのである。この第二段落も、「堀出し物」の批評が目的というよりは、むしろ鷗外の外国語

や外国文学に対する知識の誇示という感じが強い。

第三段落は初出にはあるが、『月くさ』所収の改稿では全文削除されている。次にその全文を引用してみる。

「堀出し物」は小説の小品なり獨逸などにてロマンといふ大手筆に對してノヴェルンといふ字を用ゆるは此格に當れり。村君は小品格中のある方向の記事を極められたり事は迫つて筆は迫らざるの處にエービック（敘事詩）上の力量を示されたりはれ識者の爲めに云ふべくして俗人の爲めに云ひ難きのみ、

この段落でも鷗外は、「堀出し物」がドイツでいうノヴェルンに當るといふ、あつてもなくともいいような分類を行った上で、「事は迫つて筆は迫らざる處にエービック上の力量を示されたり」と、または抽象的な評価を行うのである。「事は迫つて筆は迫らざる」と言つても、具体的にどのようにか説明が抜けていたのでは、書いている方にはわかつて読む方にはわからない。この第三段落も「堀出し物」の批評としてはあつてもなくともよいわけで、改稿で鷗外自身が削除してしまったのもむりはないと言える。

第四段落は、「堀出し物」の批評としては最後の部分に當たる。

余曾てワシントン、アルヴィングの作たる海外の「堀出し物」ともいふべきウォルフアート、ウエツバーを讀む四郎太郎の事は實に彼のウエツバーに髣髴たり唯だウエツバーの黄金の夢は結末までも其夢たるの性質を失はず四郎太郎の夢は眞個の金筐と化けたりされば東西の小説に通ずる讀者はアルヴィングが都會の村落を侵すといふ社會變遷の根基の上に組立てたる意匠を

愛づるの餘り金筐は出でずもがな矢張りアルヴィング流に街道が開けて田畑に價值を生ずる位の落にして欲しかりしものを杯と云はんも計られねど亞米利加のアルヴィングは亞米利加のアルヴィングなり日本の箕村は日本の箕村なりわが箕村君をしてアルヴィングたらしめんとするものあらば是れ局量の狭き人と謂ふべし彼の東坡を崇めんとて淵明を拙才といひし杯は理りかは知らねど何となく穩ならざる所あり宜なるかな東坡のこれを削去りしや、

この最後の段に至つて鷗外はようやくほんの少し「堀出し物」の内容にふれる。冒頭から相も交らず外国文学が出て来て、それとの対比の上で「堀出し物」が論じられている。「四郎太郎の事は實に彼のウエツバーに髣髴たり」でようやく主人公の名前が出て来る。しかし、せっかく主人公が引き合いに出されても、くらべられているのが外国作品の主人公では、「堀出し物」と「ウォルフアート・ウエツバー」と両方を読んでいなければ理解できないということになる。当時、アルヴィングを原文で読んでいた者など、恐らく少数だと思われるので、ここで主人公横溝四郎太郎の名前など出して、やはり無意味に近いわけである。この文に続く「ウエツバーの黄金の夢は結末までも其夢たるの性質を失はず四郎太郎の夢は眞個に金筐と化けたり」という部分は、この批評文中における具体的に對象に触れた唯一の箇所である。にも拘らず鷗外は、すぐ続けて「東西の小説に通ずる讀者は……アルヴィング流に街道が開けて田畑に價值を生ずる位の落にして欲しかりしものを杯と云はんも計られね

ど」と、一種の仮定を持ち出し、それも比較として取り上げたアーヴィングの作品にからめてしまつて、「掘出し物」自体を追究することなく、最後に「亜米利加のアルヴィングは亜米利加のアルヴィングなり日本の箕村は日本の箕村なり」と、結論にもならない結論を下して論を終っているのである。

以上のようにこの論を見て来ると、結局鷗外は「掘出し物」に関しては、全く何も言ひ得ていず、「掘出し物」を利用していわば自己の学識の誇示にとめたという感が深い。これで果して作品批評と言ひ得るであろうか。同じ「掘出し物」を対象として取り上げている、内田魯庵その他の批評家の批評と比較して考えてみよう。

内田魯庵は「藤の屋主人」という名で、『女學雜誌』第百六拾七號（明22・6・22）に「箕村先生の『掘出し物』」という論を掲げている。いちいち全文を引用するのは煩雜なので、必要に応じて引用しながら論旨をたどり、方法を解明しながら鷗外の論とくらべてみよう。魯庵はまず序文から取り上げる。「自序苦なしさらさらとして白布を水に流せしが如し」そして次に「作者曰」を問題にする。「是れ巻中第一の出来なり、『掘出し物』の價値何れに存すなどト申さば此『作者曰』を指摘するより外なし」と推賞する。しかし、本文に触れると魯庵の筆は一転する。「然るに本文を讀んで嗚然之を久ふす。」云々と言ひ、平生の箕村をほめながら、「掘出し物」が平生の箕村らしからぬ作品であることを、必ずしも具体的ではないが、いろいろと例をあげて述べている。さらに後半は「掘出し物」における文章を具体的に引用しながら、その文章が日頃の

箕村とちがい山田美妙齋を真似てかえつて悪くなつてゐることを指摘し、「是れ最も時俗に阿りたるものにして先生の妙味を全く失ひたり。我れ此篇を讀み、爰に到り杳然、唯流俗の先生を誤りたるを嘆ず」と言ひ、最後に「掘出し物」は本文を讀む勿れ。自序及作者曰を讀んで先生が文を味へ。殊に作者曰の色懺悔を諷せし巧妙は餘人の摸すべきにあらず、明治文學のサタイアの上乗といふべし」と結論を下しているのである。

この魯庵の批評も、魯庵としては決して上出来のものとは言いにくい。「女學雜誌」の同じ号では、魯庵はその小説「酒鬼」を「此頃來の不順に犯され苦惱呻吟チエ殘念と思ふ計が關の山」と書いて休載していることも考え合わせて、魯庵としてはスランプの時期ではなかつたかとも思えるのである。しかし、それでも鷗外の論よりはまだまだしも作品批評としては体裁も整い作品そのものにもふれた、実質のあるものとなつてゐると言える。

魯庵の批評の掲載されている同じ号の『女學雜誌』に「寥々子」という署名で、やはり「掘出し物」の批評が、魯庵の批評よりは小さな活字で組まれて掲載されている。寥々子とはどのような人物なのか、もはや知る由もないようであるが、活字の組み方や編集者の前書きから判断すると、どうも投書のようなものであつて、編集者自身も寥々子についてはよくは分つてゐなかつたのではないかと思われ。この寥々子の批評は、魯庵の批評とはまた違つてゐる。まず尾崎紅葉著、新著百種第一號「比丘尼 色懺悔」を、「掘出し物」と比較すべき作品として取り上げ、表紙から序文、作者曰あるいは作品

名までを「掘出し物」と対照させながら、文章にも言及する。そして、後半は人物の描き方を、小説全体の構想と関連させながら、いちいちページまでを明示してその当否を検討している。この論は前半はやや揶揄気味に、後半は具体的に説得的に論をすすめる、作品に対する評価も妥当でむしろ魯庵の論よりもすぐれているのではないかと思われる。まして鷗外の論よりはよほど作品批評として適切だと言えそうである。

「掘出し物」に関しては以上のほか「椿夢樓主人」名による「新者百種の『掘出し物』」と名づけられた批評が、鷗外の批評文より十日早く『國民之友』第五十三號（明22・6・12）に掲載されている。この批評はかなり表面的な事ばかりを取上げ、しかも全面的で、「誠に申分なき上出来」などと言い、本質的な面を無視してしまった論になっており、寥寥子、魯庵の論とくらべて出来はだいぶ劣るようである。しかし、それでも「掘出し物」という対象作品を離れて勝手な論を展開するということがなく、一応作品批評としての必要条件是備えているように思われる。

以上のように見てくると、「掘出し物」に関する批評としては、鷗外の論が最もピント外れと言わざるを得ないのである。具体的な作品批評がどうあるべきであるかということがわかっていないばかりでなく、作品批評が何のためであるかということすらわかっていないのではないかと思われるのである。もっとも、鷗外の作品批評は数は極めて少ないが、この『掘出し物』を讀む」ばかりではないので、このあと、他の作品批評を検討してみたい。

### 三、

「掘出し物」に続いて、鷗外が次に取り上げた小説は、石橋忍月が名前を並べている、「堅契」と題したものである。<sup>(注7)</sup>これは、作品批評というほどのものではないが、一応次に引用しておく。<sup>(注8)</sup>鷗外の執筆のモチーフなどがわかる点もあるからである。

余は江湖新聞と國民新聞とを愛讀するものなり。國民新聞にて鷗外漁史とかいふもの眼ありて泰山を識らず。當世少年才子の領袖、天下第一流の批評家忍月居士に對して妄に蠅螂が斧を揮ひしは近頃の珍事なりき。殊に驚くべきは鷗外漁史が相澤謙吉といふ名前にて「舞姫」とかいふ凡小號の題號を辯護せむとせしなり。

忍月居士の如きは一篇を作る毎に其題號に意を用ゐらるゝこと深し。譬へば閨秀新誌第一號に出でたる某氏と合作せられし小説には「堅契」と題せられたり。

堅契の題、一たび出るや或は讀で「けんけい」といひ或は讀で「かたちぎり」(ノ)といひ或は讀で「かたきちぎり」といふ。深き契りは源氏以下の書に見えられど堅き契といふは造語の妙、前古に横絶したるものに非ずや。之を堅契と書したるも簡潔愛すべきこと他に其比を見ず。人の讀で「かたきちぎり」となすものあるに至りては則ち固より言語道斷、沙汰の限なり。擧げて以て世の味者、鷗外漁史其人の如きものに示す。

この文章は、「浮漚子」の署名で明治二十三年五月二十三日の『東京新報』に発表された。発表年月日から見ても「舞姫論争」が終つてまだ一カ月にもなっていない。見方をかえれば、姿を変えた舞姫論争の続きを鷗外が挑んでいるともとれないことはないような内容とも言えるであろう。この文章は三つの段落にわかれているが、第一段落では「浮漚子」という名で鷗外が貶められているような外形になっている。しかし、これは決して貶められてはいない。

鷗外漁史に対し「眼ありて泰山を識らず」と言つても、『志がらみ草紙』を主宰し、「現代諸家の小説論を讀む」という大論文の筆者に対し、このようなことが当たっていると思つてはならないだろう、また「忍月居士に對して妄に蟻螂が斧を揮ひしは近頃の珍事」と書いても、舞姫論争においては、一般的には鷗外が勝を制したと見られている。『舞姫』とかいふ凡小説」とは誰も思わないだろう。とすれば、第一段落において逆説的表現をとっているのであるから、以下、第二・第三段落も逆説的に読まれることになるであろう。第二段落における「忍月居士の如きは一篇を作る毎に其題號に意を用ゐらるゝこと深し」という表現も揶揄的に読まれることになる。第三段落の「堅き契といふは造語の妙、前古に横絶したるものに非ずや」も同様である。しかも形の上では褒めているので、忍月が反論もできないという構成になっている。

このあと、五月二十九日の『東京新報』には、「堅契のすぢ」と題して、それまでに発表されている「堅契」のあらすじが紹介されている。「堅契」「堅契のすぢ」のいずれも、『月くさ』には収録さ

れていないので、鷗外自身もこの二つの文章を批評とは認めていなかったであろう。事実、どう読んでもこの二つの文章は内容から判断すれば批評とは言えそうもない。二つ合わせて、せいぜい紹介文という程度であろうが、それにしても「堅契」の方が題名にこだわり過ぎて感じるがある。どうもこれは、紹介文のような形式を取りながら、むしろ狙いは忍月に對するあてこすりにあったのではなからうか。

「舞姫論争」における題名に関する論については、忍月の最初の發言は必ずしも表現が妥当であるとは言えなかった。しかし数回の応酬の後にはむしろ忍月の發言の方に論理の筋道が通つて来ている。忍月は鷗外の論争方法のトリックを見破つた上で、同じ論法を使うなら相手にしないと宣言し、論争を打ち切つた。(注9)鷗外はこの点についてはあるいは自らの非をひそかに認めるところがあったのかも知れない。それが忍月の小説の命名法を云々させることになつたのではなからうか。忍月を巧妙に揶揄し、しかも反論を封じておく。しかも舞姫論争を引合いに出す。これは舞姫論争の勝利を確認する意味も持つわけである。第三者に対しては、形の上では忍月の作品の紹介のような形式をとっている。このようにして、鷗外は舞姫論争における自らの弱点を補つたとも見ることができるのである。

とは言え、この二つの文章は具体的な小説作品を取上げながら、題名をあげつらい、筋を紹介したに過ぎない、いわば雑文である。新聞に執筆したにしては、ほとんど意味を持たない文章である。作品自体を分析し、批評し、価値判断を下してこそ意味が出て来ると

言い得よう。しかも鷗外はそれをなまず、せいぜいが翌月に対する  
 揮翰にとどまった。このことは、『志がらみ草紙』の本領を論ずる  
 において宣言した批評の必要性を自ら全く認識していなかったとも  
 言い得るのである。鷗外における「批評」には具体的な作品批評は  
 含まなかったのではないかと考えざるを得ないのである。

## 四

『月くさ』に「こわれ指環の評」という批評文が収録されている。  
 明治二十四年二月十六日発行の雑誌『文則』第五號に載ったものが  
 初出である。初出を見ることができなかったのは、<sup>(注15)</sup>ここでは全集の  
 後記に付されている初出の文章を参考にしなから、<sup>(注10)</sup>『月くさ』所収  
 の文章で、この批評を検討してみたい。まず全文を左に引用する。

女學雜誌に出でたるこわれ指環といふ小環、たしかに一種の見  
 どころあり。作者はつゆ子とのみ署して、まだ何人なるか知れ  
 ぬど、女學記者は始めて小説をつくりし一女史なりとて紹介し  
 む。

原來小説を作ること、美術上のしごとなれば、おのづから多  
 少の技巧を要す。おもしろくもあらぬ事を綴りても、大家の技  
 巧は見ゆるものなり。こわれ指環はほとく、技巧を度外視した  
 るやうに見ゆ。さて此小説は技巧を顧みざるわりに甚善く出来  
 たり。技巧なくして、かくまで善く小説を書く人の技巧を得た  
 らむ後の作想ひやらる。こわれ指環には行爲といふべきもの極

めて少し。唯支那風の教をうけし少女、情婦ある男の妻となり  
 て離婚を遂げきといふのみ。そのおもなる處は叙情的なり。叙  
 情的なる處の中に、尤も人を動かすは、夫の夜酔ひて歸り、  
 妻を責むる一段なるべし。また末にモニカの事を引きしも甚好  
 し。文は所謂言文一致體にて、美妙齋などの如き一種のたしか  
 なる文法あるにもあらず、また嵯峨の屋主人の如き修飾あるに  
 もあらず、めづらしく自然に近き言葉つきおほし。文の疵瑕と  
 すべきは假名の誤、てにをはの失などこゝかしこにあるることな  
 り。これ等は言文一致體なりとて、忽にすべからず。

全集後記によれば、初出は次のようになっていたことであ  
 る。書出しの「女學雜誌に出でたるこわれ指環といふ小説」は、  
 今年の新年初附録といふものうちにて目出しは女學雜誌な  
 るべし。韻文知盛卿はしばらく措きて、こわれ指環といふ小説  
 そしてこれに続く文の最後、「一女史なりとて紹介しむ」に続けて、  
 余は文學評論柵脚紙の編輯を擔任すれど、彼脚紙の評論にはお  
 ほく批評の批評、といふやうなるものをいたすのみにて、いま  
 だ直ちに人の小説などを評せしことなし。人の批評を讀みて、  
 その審美的批評眼いかにと判するは猶易けれど、直ちに人の小  
 説などを評して、そのまことの聲價を定めむはたやすき業にあ  
 らず。余はみづからそれほどの力なしとおもひて、猶豫せしな  
 り。このこわれ指環はあだし小説とおなじからず、まだ知らぬ  
 著者より、特に批評をもとめられし縁故あれば、例外としてお  
 もふこと二三といふべし。

となつており、最後の「忽にすべからず」につづいて、

題にはこれ指環とあれど、文の中に「これは」といふ假名と「これ」といふ假名と雜へて用ゐ、また露と消へと書し、働こふと決心せしと書したるなど猶あるべし。餘は略す。

とあるとのことである。また、『月くさ』文の「技巧」は、初出では「法」と書かれていたといふことのほか、「行爲」は初出では「ハンドリング」の左ルビがあり、「叙情的」には初出では「リュウリッシュ」のルビがあるとなつてゐる。全集後記における初出と『月くさ』所収文との異同は以上であるが、全集後記の異同は必ずしも全部を出しているとは限らないので、この批評文においても、完全に初出に復元できるかどうかはわからないが、全集後記における異同をも含めて、この批評文を検討してみたい。

鵬外はまず、冒頭において「これ指環といふ小説、一種の見どころあり」と価値評価を下している。「一種の」という修飾語が「見どころ」をやや曖昧にしているが、とにかく作品の価値は認められている。問題はその「一種の」の内容であり「見どころ」が具体的にどのような「見どころ」なのかということであろう。『月くさ』文ではこのあと、小説には多少の技巧が必要であることを言ったのち「これ指環はほと／＼技巧を度外視したるやうに見ゆ」といふ。この場合もやはり「技巧」という抽象論だけで、具体的に作品が取り上げられ論じられてゐるわけではない。そしてこれに続いて「技巧なくして、かくまで善く小説を書く人の技巧を得たる後の作想ひやらる」とお世辞を述べているに過ぎない。僅かに作品に触れてい

るのは、「これ指環には行爲といふべきもの極めて少し。唯支那風の教をうけし少女、情婦ある男の妻となりて離婚を遂げきといふのみ」といふ筋について書いている部分と、「尤も人を動かすは、夫の夜酔ひて歸り、妻を責むる一段なるべし。また末にモニカの事を引きしも甚好し」といふ部分だけである。たしかに「これ指環」の筋立てを最も簡単に要約すれば、右に引用したようになるであらう。しかし、これではあまりにも単純化し過ぎてゐるため、作者の意図するところが、読者には伝わらないのである。筋が単純であればそれなりに、作者の意図するところをくみ取つて読者に伝えるといふことも必要であらう。にも拘らず鵬外は筋が単純であることを言つた後、「そのおもなる處は叙情的なり」と、またも抽象語で感想を述べる。そして「叙情的なる處の中に、尤も人を動かすは、夫の夜酔ひて歸り、妻を責むる一段なるべし」といふ。これも、その人を動かす理由について、もっと説明がなければ、書いた方の一人合点になつてしまふ。また「末にモニカの事を引きしも甚好し」も、なぜ甚だ好いのか、説明がなければ印象批評、あるいは感想文に過ぎないということになつてしまふのである。結局、批評と称するにはまだ論理的な説明が不十分といえよう。

『月くさ』文では切り捨てられた初出にだけある部分を検討してみよう。鵬外は「人の小説などを評して、そのまことの聲價を定めむはたやすき業にあらず。余はみづからそれほどの力なしとおもひて、猶豫せしなり」と言ふ。これを「一」に引用した『月くさ』の叙と較べてみると、『月くさ』叙では「當時己が此區域に手を出す

意がなかったため」と書いており、「手を出す意がなかった」原因は案内右に抜き出した「こわれ指環の評」の初出に書かれたようなことだったというのが本音なのであろう。「月くさ」が編まれた時点では、このような本音を記すには文壇の権威であり過ぎたと言える。

『月くさ』文で切り捨てられた、初出にある最後の部分、仮名づかいの問題は、指摘としては妥当であろう。しかし、より重要な問題がまだある筈であるにも拘らず、いわば些細な仮名づかいだけをとり上げることは全体の均衡を失することになる。そういう意味で『月くさ』文で削除したのはうなづけるが、最も具体的な批評がこの削除された部分であったのは、鷗外の作品批評に対する考え方を検討する時、いささか意味深いと言えよう。

## 五

以上、小説を対象とした鷗外の三つの文章を取り上げて検討を加えた。「評」ということばがついているのは「こわれ指環の評」だけであり、『掘出し物』を讀む<sup>(注11)</sup>「堅栗」は、それぞれ既に見て来たように、この題目通りとてい批評というような内容ではなかった。鷗外は「露小袖の評を見て<sup>(注12)</sup>」という文章で石橋忍月の「露小袖を批評す」という論に対して「忍月居士の露小袖の批評出づ。この評は余が得て批評する所にあらず。幸に余が露小袖の批評を批評す」と題して此文を草せざるを怪むこと勿れ」と言い、忍月の方法を

攻撃し、「曰く居士願くは唯一篇の無常を示さざる小説を示せ」と、忍月の型にはまった批評をあげつらっている。鷗外が揶揄したにも拘らず、忍月のこの「露小袖を批評す」の冒頭の部分は、鷗外の論の題目と内容の関係を、偶然にはあろうが言い当てている。忍月は次のように書いている。

世人往々批評の字を尊重するの餘り、批評の語を避けて「何々を讀んで」若くは「何に就て」などの表題を設けて、著書を判定するものあり。是れ其所業は實に謙讓の美德なるが如しと雖も、翻へつて考ふる時は自ら責任を負はざる口實の符牒なり。責任なきの説は、縦令達眼家の説と雖も數々輕浮汗漫に流れ易し。

忍月にとって批評の名に値しないような論が批評めいた形式で書かれていたことに対する、業をにやした宣言だったのであろうが、この批評を攻撃した鷗外の、その作品批評が忍月の非難にあてはまっているのは皮肉な現象である。

それはともかく、鷗外は結局本格的な作品批評を書かなかつた。「こわれ指環の評」において、ちらりと洩らしたように書けなかつたのかもしれない。しかし、鷗外は作品批評に関しては、真の意味で作品批評の意義を理解していなかったのではないかと思えるふしもある。明治二十三年九月三十日の『國民新聞』に「批評の大秘訣」と称し次のように書いているのである。<sup>(註13)</sup>

批評家など、申せば、多少値打ある人のやうに相見候へ共。世の中に批評程たやすき者は有之間敷候。我に樂屋の秘訣有之候

に付。左に極内々御知らせ申上候。

先づ「一口劍」を評せむと覺召候はば。雅言集覽のつるぎの部、淵鑑類函又は事文聚類の劍の部、Ciatenschatz の同様の部と。彼様に披き置候上。此處彼處讀試みるときは。鋭しとか。鈍しとか。寒しとか。それ／＼の縁語可有之候。それを善き程に摘みて並ぶるときは。批評家の稱號の外に。博覧家とも申され。滅法名譽の事に可有之候。「うたかた」を評せむとするときは。同様「泡」の部にて事済可申候。これ程の大秘訣御洩らし申事。思へば惜きしく相成申候。匆々

この文章は、鷗外の作品批評に対する考え方をまことによく表わしているといえる。鷗外の作品批評は、要するに対象作品を材料に自らの博学多識を誇ることにあつたと思ふ。小堀桂一郎氏は石橋忍月の『舞姫』評に対し、<sup>(註14)</sup>「そこにはまず味読し、理解し、追体験を味わうという『読者』の立場が全然といってよいほどみられず、(中略) 出来栄え如何と高所から見下しているような傲慢なあら探しの態度である」と書いているが、このことばの前半は、そっくりそのまま鷗外の作品批評にもあてはまるのである。後半は「自らの知識を誇ろうとする 術学的態度である」とでも変えられらるゝであらう。

これは、あるいは自らも認めているように、具体的に作品を分析し、論理的に批評する能力を欠いていたための鷗外の窮余の策ととれないこともない。それにしても、批評の役割に対する理解を全く欠いていたことは明らかである。「志がらみ草紙」の本領を論ず<sup>1</sup>

で主張した批評の必要性とは甚しく矛盾しているように見える。しかし、鷗外にとっては必ずしも矛盾ではない。「志がらみ草紙」の本領を論ず<sup>2</sup>に於て鷗外が有用な批評としているのは、坪内逍遙の『小説神髓』であり、高田半峰の『美辭學』などの、いわば理論書である。これに対し、非難しているのは石橋忍月である。鷗外が批評を必要とするという、そういう批評とは、抽象的な文学理論の類ではなかつたかと思われるのである。だからこそ鷗外は「志がらみ草紙」第二號に「現代諸家の小説論を讀む」を書き、第四号に「明治二十二年批評家の詩眼」を書いた。自ら「批評の批評」という所以であるが、このような鷗外の偏つた考え方が、文芸時評への攻撃となり、ひいては忍月や不知庵の批評活動を制肘することになつたのではなからうかと思われるのである。

以上は昭和五十四年五月二十六日、上智大学において開催された日本近代文学会春季大会での研究発表の一部を、さらに細かく分析し補つたものである。近代文学会における発表および本稿には、大阪樟蔭女子大学昭和54年度個人特別研究費を使用した。

### 註

- 1 『しがらみ草紙』第一號(明22・10・25)による。
- 2 『月くさ』初版(明29・12・18)による。
- 3 『堀出し物』を讀む(『國民之友』第五十四號所載、明22・6・22)

- 4 『掘出し物』は正しくは『掘出し物』と表記すべきであると思われるが、原本では『掘出し物』となっており、書評もすべて『掘出し物』と表記している。
- 5 『掘出し物』新著百種第二號（明22・5・29）吉岡書籍店発行。なお本書は大阪教育大学教授山根賢吉氏の御蔵書を借覧した。記して感謝の意を表する次第である。
- 6 『石橋忍月評論集』（昭14・11・10 岩波文庫）の「解説」（石橋貞吉執筆）によれば、「椿夢樓主人」は「忍月と断定又は推定できる」匿名の中に入っている。しかし、筆者はこの批評の内容や方法から判断すると忍月でない可能性もあり得ると思う。
- 7 石橋忍月・ 共著『閨秀新誌』第一號〜第 號（明23・5・15）未確認
- 8 引用は岩波書店戦後第二次版『鷗外全集』第二十二巻による。拙稿「舞姫論争についての一異見」(一)(二)(三)(四)は『大阪樟蔭女子大学論集』七十九号（昭44・11）昭47・11に、(三)は『樟蔭国文学』第九号（昭47・3）に発表
- 10 注8と同じ。
- 11 なお「こわれ指環」は『女學雜誌』第二百四十六號（明24・1・1）に掲載されており、作者は「つゆ子」となっている。のちの清水紫琴である。
- 11 初出は『國民新聞』明治二十三年十一月十九日。「忍月居士よ」と題し、ドクトル、ニルワナの署名で掲載。ここでは初
- 12 出を見ることができなかったので『月くさ』初版に拠った。
- 13 『讀賣新聞』明治二十三年十一月十八日所載。ここでは初出を見ることができなかったので、『石橋忍月評論集』（岩波文庫 昭14）に拠った。
- 14 初出の『國民新聞』に拠った。
- 15 『若き日の森鷗外』（東京大学出版会 昭44・10・10）四七六ページ。
- 16 本稿の初校が出た段階で、初出の「文則」第五号（明24・2・16）に掲載された本文を入手した。数箇所語句の訂正はあるが論旨には影響がないので、本稿を書きあらためることはしなかった。
- 〔付記〕88ページよりつづく
- 校了の段階で、新しい事実が判明したので追記しておきたい。
- 官報二六九六号（明25・6・24）に左のような辞令が載っている。
- （各通）
- 内務省試補 河村彌三郎  
内務省試補 土屋達太郎  
警保局勤務ヲ命ズ（以上六月二日内務省）  
警保局勤務ヲ命ズ（以上六月二日内務省）  
内務省試補 石橋 友吉  
内務省試補 土屋達太郎
- なお、六月七日付で松本郁郎が庶務局へ配置転換され、八月二十七日付で局長大森鍾一が警保局長兼任になっている。忍月が辞任するまで、局長を含め誰も内務省をやめていない。

## 石橋忍月に関する基礎的覚書（補遺）

嘉 部 嘉 隆

本稿は、昭和四十九年九月に発表した拙稿「石橋忍月研究余録」<sup>(注1)</sup>、五十年十月に発表した「石橋忍月に関する基礎的覚書」<sup>(注2)</sup>に於て、不明のまま残っていた問題点で、その後明らかになった事実を記すことを目的としている。そこで、前稿において用いた忍月の伝記に関する文献は、ここでいちいち書名をあげることが省略し、前稿において用いた文献の番号をそのまま使用することにする。

石橋忍月の父、石橋茂に関しては、従来その歿年が慶応元年であるかのような書き方がなされて来た。たとえば④では

父茂は医業にたずさわっていたが、友吉の生後間もなく死し、慶応二年八女郡福島町の眼科医である叔父石橋養元の養嗣子となった。

と書いている。また、⑦では

生後間もなく父を失う。意仙の四男正藏が家督を相續し、忍月兄弟の養義父となった。

と記している。この④と⑦の二書は、この茂の歿年を何に依拠しているのだろうか。

湯辺田に残っている石橋家の墓地⑤によれば「意仙が丘」という小さな丘上にあると書いてある。石橋茂の墓も現存している。そしてこの墓碑の側面に「明治紀元戊辰冬十一月念五日」という日付が刻まれ、行年三十四と記されている。つまり「明治元年十一月廿五日」である。この日付は何を意味しているのであろうか。

運悪くこの日付のすぐ下の部分は、石が崩れていて、もしもともと字があったとしても読めなくなっている。従ってこの日付が死歿の年月日であるのか建碑の年月日かがはっきりしないのである。常識的に考えて建碑の日付を入れて、死歿の日付を入れないということは考えられないと思われる。しかし、この日付が絶対に死歿の年月日であるという根拠も、墓碑だけに関しては、ないししか言えない。

ところが、幸いにしてこの日付が死歿の年月日であるという傍証

がある。それは無量寿院に残る過去帳である。この過去帳では、名前が石橋茂記となっているとのであるが、「慶応四年（正しくは明治元年）十一月廿五日湯辺田に於て死亡、三十四歳」とあり、死亡の年月日、場所、年齢いずれもが一致するので、この石橋茂記は石橋茂と考えてまず間違いあるまい。とすると、石橋忍月の父、茂は慶応元年、忍月が生まれて間もなくではなく、忍月が満三歳になって死去したことになる。忍月が養元の養子になったのが慶応二年という戸籍の記載を信用すれば、⑦の記す「意仙の四男正藏が家督を相續し、忍月兄弟の養義父となつた」という記述は、忍月に關する限り誤りということになる。

もっとも、正藏が忍月の義父であつたということは、忍月自身が書いている。⑥によれば、忍月が長崎の新聞に連載した『探涼記』という紀行文に

却説明くれば八月の三日（中略）郊外の大信寺を訪ふ。（中略）我等兄弟が特に昨夜人吉に投じ、此寺を訪ふ所以は、義父撰心院唯正憶念居士の墓に参ずる為めである。義父——実は叔父なれども、我等の実父は不幸にして我等の幼少の折死亡し玉ひしにより、其相続をなされた。義父は明治二十七年旧五月二十八日——時恰も日清戦争の開始せんとする際、多くの希望と前途とを抱いて、人吉に於て病歿し玉うたのである。（後略）

とあるとのことである。これは、戸籍の記載と矛盾している。恐らく、前々稿でも推定したように、戸籍上は養元の養子になっていたにも拘らず、かなり成長するまで湯辺田の正藏のもとで養われたた

め、正藏を義父と呼んでいるのではなからうか。

なお、正藏の墓碑について、⑤の附記では、

西日本新聞に連載隨筆を執筆したついでに、同新聞人吉支局に、大信寺の過去帳と撰心院の墓について調べてもらつた。

（中略）大信寺の母堂（嫁して五十年という）の記憶によれば、その間石橋家の法要は一度もなかったし、（中略）墓碑は調べたわけではないのではないかと、という。ただし、忍月の紀行文『探涼記』によつて、大正十二年八月には在つたこと確實であり、それは今年（昭和四十七年）より四十九年前である。

と記されている。人吉の大信寺の墓碑については調査していないが、正藏の墓碑は、意仙や茂の墓碑とともに、意仙が丘の墓地に現存している。「明治廿七年七月一日歿 旧五月廿八日」と刻まれている。ただし、この墓碑が大信寺の墓碑を移したのか、あるいはあらたに誰かが建てたものか、何時建てられたものかはわからない。

忍月の生家について触れてある文献は見当たらないが、忍月の生家そのものは湯辺田に現存している。現在は加藤氏の所有になっているというので、加藤氏の御好意で内部を見せていただいた。かつては存在した診察室などは現在ではとりこわされてなくなつてゐること、そういう意味では多少の改造は加えられているようであつた。意仙が丘の墓地はこの生家から直線にして二、三百メートル

ルの距離にある。

忍月が養父養元のために福島町の三宅郷に建てた邸宅は、④が写真を載せ、⑤が記しているように、近年まで八女市に在ったのとこのとであるが、八女市立図書館長江下淳氏によれば、最近とりこわされ、もとの様子はうかがえなくなってしまうとのことであった。

忍月が帝国大学を卒業後、内務省に入ったことは④⑦⑧は言うまでもなく、⑤⑥も触れている。しかし内務省における所属は、すべて「県治局」としており、これが誤りであることは前稿に書いた。最初の所属は庶務局であった。しかし、この所属は途中で県治局にかわっている。明治二十四年十二月二十八日の、官報二五五〇号に

(各通)

内務省試験 石橋 友吉  
内務省試験 松本 郁郎  
内務省試験 土屋達太郎  
縣治局勤務ヲ命ス(以上十二月二十六日 内務省)

と出ている。

筆者は、「森鷗外文芸評論の研究<sup>(注4)</sup>」の注21に忍月が最初庶務局に入り、のち県治局へ転じたことを証明する資料を発見したと書いた。これは、『明治實鑑』という明治25年9月に刊行された書物<sup>(注3)</sup>があり、この中の「内務省官制及高等官履歴」という項の県治局のところ、<sup>(注3)</sup>「試験 石橋友吉」という名前を発見したことによる。こ

こには、名前の下に、「年給、四五〇／下谷、中根岸、三六」と二行にわたった註記がある。この『明治實鑑』の記述は、凡例によれば「明治廿五年五月三十一日ヲ以テ期トシ」となっている。『明治實鑑』によれば、当時県治局所属の試験は、土屋達太郎、石橋友吉、松本郁朗の三人である。局長は大森鍾一で、その履歴のあとへ試験三名の名前が並び、その後「屬桑山遂風外二十三名」となっているの<sup>(注3)</sup>で、試験は局長に次ぐ重要な位置を占めていたのではないかと思われる。⑥で

官界における忍月のコースに蹉跌をもたらしたものは、明治二十五年二月の、史上有名な総選挙大干渉である。(略)

五月に臨時議会が開かれたが、その前三月に、伊藤枢密院議長<sup>(注3)</sup>の圧力で、品川は免ぜられた。五月には白根次官が辞任した。

忍月がやめたのは、十一月である。新米の高等官試験のごとき者までが、選挙干渉の責任を取らねばならなかったのかどうか、私は知らない。忍月が出仕した県治局は、あるいは大干渉の音頭を取ったのかも知れない。私が忍月の辞任を、なぜ選挙干渉と結びつけるかと言えば、私の青年時代に、母翠から、父が内務省をやめたのは、品川弥二郎に殉じたのだと、確かに聞いたからである。それが確かなことかどうか、私は今までそれを実証することを怠っている。

と記されているが、試験の位置は『明治實鑑』による限りは、局長に次ぐものと理解できる。しかも、同書によれば、県治局の掌る事務としては「議員撰挙ニ關スル事項」があり、県治局が選挙干渉の

実務に当たったことは考えられる。ただし、忍月が選挙干渉のためにやめさせられたとすれば、当然上司である局長や、同僚である土屋達太郎、松本郁朗もやめさせられる筈である。この人達がどうなったのかは未調査なのでわからない。この人達がその後も内務省に残っていたとすれば、忍月だけが選挙干渉の責任をとってやめたということは不自然であり、何かちがった理由があったと考えなければならぬであろう。

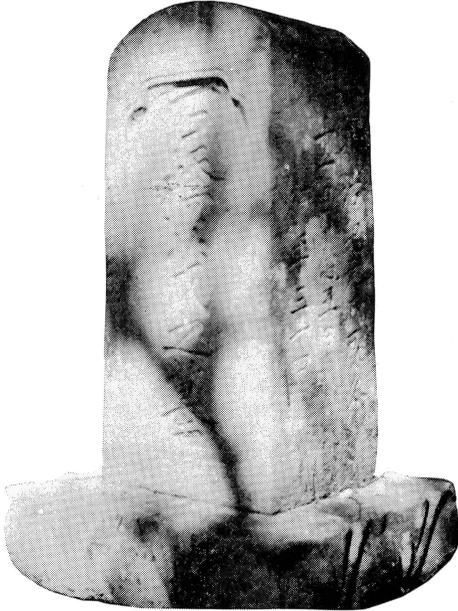
なお、同じ『明治實鑑』に、「學事」という項があり、これには明治十一年以後二十四年卒業までの帝国大学の卒業生が記載されている。明治二十一年までに卒業の法学士で、山田姓の者は、明治十五年卒業の「山田喜之助(大坂)」のみである。とすれば、忍月が書生をしていたといわれる山田奠南は、この山田喜之助であろうか。

以上、石橋忍月に関して、特に伝記的事項を中心に三度にわたって調査の結果を綴ってみた。そして、官報を利用することによってかなり不明の部分明らかに出来た筈である。しかし、なお不明のままに残った部分も少くない。たとえば、明治三十二年に判事に任官するまでに、弁護士登録をどこかで取消していなければならぬと思われるが、判事任官が官報に載るまで、二度にわたって官報を調査したものの、該当する記事は官報に見当らなかった。これは、当然ある筈の資料が見当らなかった例であるが、現在では果して資

料が残っているかどうかさえ不明である点の方が多い。上京するまでの状態、特に久留米の江崎済の漢学塾での勉強状況、上京後大学予備門に入るまでの状態(あるいは上京の理由そのことさえ)も不明である。また内務省をやめてから金沢へ行くまでは、何処に住んで何を職業としていたかということもわからないのである。長崎時代の文学活動については、活躍舞台であった新聞の保存状況がよくない(というより、保存されていないものが多い)ので、これまた十分に調査を進めることができないと言わざるを得ないのである。あとは偶然に資料に出遇うまで、目を配っているよりほかに方法はないかもしれない。筆者自身は、むろん、絶えず不明の部分明らかにするために注意し、かつ、工夫するつもりであるが、今後はこれまでのように成果があがるかどうか心許ない。

今回の調査に関しては、八女図書館長江下淳氏、八女市杉山洋氏、福岡県立黒木高校の井上猛熊氏、湯辺田の加藤留次氏にお世話になった。特に、石橋茂の墓碑や忍月の生家を確認できたのは井上氏の御配慮と加藤氏の御好意によるところが大きい。記して厚く感謝の意を表する次第である。

なお、今回の調査は昭和53年10月14日に梅光女学院大学における全国大学国語国文学会秋季大会に出席したあと、八女市に赴いて行った。大阪樟蔭女子大学昭和53年度個人特別研究費を使用した。



石橋忍月の父、石橋茂の墓碑

註

- 1 『樟蔭国文学』第12号（昭49・9・10）
  - 2 「石橋忍月に関する基礎的覚書——石橋忍月研究余録（承前）——」『樟蔭国文学』第13号（昭50・10・10）
  - 3 『明治實鑑』明治廿五年九月刊行。原本出版社未確認。昭和45年3月20日発行、原書房版復製本に拠る。
  - 4 『樟蔭国文学』第15号（昭52・10・8）
- 〔付記〕 83ページにつづく



石橋忍月生家（福岡県八女郡黒木町湯辺田）